

別表第1（第2条関係）

保育の利用基準

番号	事由	項目		指数
①	就労	被雇用 自営（主たる従事者） 自営（協力者）…右記指數から各-1	月150時間（1週あたり37.5時間）以上の就労を常態	9
			月120時間（1週あたり30時間）以上の就労を常態	8
			月100時間（1週あたり25時間）以上の就労を常態	7
			月80時間（1週あたり20時間）以上の就労を常態	6
		内職	月64時間（1週あたり16時間）以上の就労を常態	5
			月64時間（1週あたり16時間）以上の従事を常態	4
		就労先確定（就労先は確定しているが、就労時間等内容が未定の場合）		5
②	妊娠・出産	出産予定日の3か月前から出産後8週を経過した日の月末まで		
③	疾病・障がい	病気療養 (医師診断)	1か月以上の入院又は入院見込みの場合	9
			常時臥床	9
			精神性	7
			一般療養（安静を要する状態）	6
			一般療養（通院加療）	4
		障がい	身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳所持	9
			身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳3級所持	7
			身体障害者手帳4級以下所持	5
④	親族の 介護・看護 ※1	1か月以上の入院付き添い		
		在宅介護	重度障害者の全介護（要介護認定5・4、身体障害者手帳1・2級の親族の介護）	9
			常時観察と介護（食事・排泄・入浴の介護）を必要とする場合	6
⑤	災害復旧	震災、風水害、火災、その他の災害の復旧に当たっている場合		
	⑥	求職活動	求職のため、外出を常態	
	⑦	就学	就職に必要な技能習得のために、職業訓練学校、専門学校、大学等へ通っている場合（通信制を含む）	
⑧	虐待・DV	虐待やDVのおそれがあると認められる場合		
⑨	その他	不存在	死亡、離婚等のため不存在の場合	9
		市長が特に保育が必要と認める場合		

備考

- (1) 保護者のそれぞれについて、本表より利用基準指數を求め、合算して当該世帯の指數とする。複数に該当する場合は最も高い指數とする。
- (2) 就労・就学時間の算定にあたっては、休憩時間は就労・就学時間に含む。通勤・通学時間は含まない。
- (3) ※1の対象者は、原則保護者からみて2親等以内の親族とする。
- (4) ※2は番号①を準用する。ただし、通信制の場合はその指數から-2した数とする。就学の予定は⑥を準用する。
- (5) ※3は番号①～⑧を準用する。
- (6) 市外在住者（転入予定者は除く）は、本表による利用基準指數は適用しない。
勤務地が市内である場合…利用基準・調整基準の合計指數を4点とする。
勤務地が市外である場合…利用基準・調整基準の合計指數を2点とする。
- (7) 希望する保育施設に入所できない時に育児休業の延長も許容できる場合…利用基準・調整基準の合計指數を0点とする。

別表第2（第2条関係）

保育の調整基準

番号	項目	指数
1	ひとり親世帯 ※1	3
2	生活保護世帯 ※1	2
3	父母のどちらかが県外等に単身赴任である世帯 ※1	1
4	申込児の産休明け、又は育休明けによる申込の世帯（満了日の前月から適用）	1
5	育児休業取得により一旦利用を取りやめた子どもが育休明けに同一施設を再利用する場合	7
6	申込児以外の兄弟姉妹（卒園予定児を除く）が希望施設に在園中の場合	2
7	兄弟姉妹が同時に同一施設を申込する場合	1
8	申込児が身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳を有する等、発達支援が必要な場合 ※1	1
9	申込児以外の未就学児がいるが、利用申込しない場合（幼稚園その他福祉施設を利用している場合は除く）	-1
10	保護者が聴覚・言語障害者3級以上の場合 ※1	1
11	保育士資格または幼稚園教諭免許を有する保護者が市内※2保育施設で保育業務に従事する場合 ※1	4
12	保育士資格または幼稚園教諭免許を有する保護者が市外※2保育施設で保育業務に従事する場合 ※1	1
13	同地番に居住する60歳未満の祖父母が保育することができないことの確認ができない場合 ※1	-2
14	申込児童が企業主導型保育施設又は院内託児所を利用する常態としている場合	1
15	申込児童が企業主導型保育施設又は院内託児所を利用する常態としており、受託年齢満了（卒園）により入園申込する場合	2
16	市長が特に必要と認める場合	※3

備考

- (1) ※1は転園の申込時には適用しない。
- (2) ※2は①保育所 ②認定こども園 ③地域型保育事業 ④幼稚園 ⑤企業主導型保育施設
- (3) ※3は状況に応じて個別に判断する。
- (4) 児童相談所から保育の必要性を求める通知を受けた児童、またはこども家庭センターより保育の必要性が高いとの判断を受けた児童は、本表による調整指數は適用せず最優先とする。
- (5) 金岡待機児童預かり施設を利用して利用希望施設に入園する場合は、本表による調整指數は適用せず優先とする。
- (6) 本表による他、以下に該当する場合には指數7を減じる。
 - ・兄弟姉妹が在園児又は卒園児であって、当該児童に係る保育料が利用申込締切日現在、正当な理由がなく2か月以上滞納されている場合
 - ・希望した保育施設に内定又は入所したにもかかわらず、転勤、転居等の特別な事情がなく他の施設への変更を希望する場合（同一年度内）
 - ・正当な理由がなく希望保育施設の利用内定を辞退するなど、公正な選考に支障をきたす行為を行った場合（同一年度内に限る）

別表第3（第2条関係）

同一指數世帯の優先順位（基準点と調整点の合計が同点の場合）

1	ひとり親世帯
2	兄弟姉妹が希望施設に在園している世帯（4月入所においては卒園予定児を除く）
3	保育の利用基準指數の高い世帯（就労の指數が同点の場合は、より時間の長い世帯）
4	利用者負担階層の低い世帯（同一階層の場合は市民税所得割課税額の低い世帯）
5	子ども（16歳未満）の数が多い世帯